所定疾患施設療養費 情報公開

当施設において入所者様が肺炎や尿路感染症などの疾病を発症された際の対応について、厚生労働省が定める所定疾患施設療養費の算定基準に基づき公表いたします。

【算定条件】

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が適切に行われた場合に（Ⅰ）を算定するときは、１回に連続する7日を限度とし月1回に限り算定する。（Ⅱ）を算定するときは、1回に連続する10日を限度とし月１回に限り算定する。１月に連続しない１日を７回又は10回算定することは認められないものであること。
※（Ⅱ）を算定する場合は、検査等をする医師が介護保険施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。

2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
- 肺炎
- 尿路感染症
- 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- 蜂窩織炎
- 慢性心不全の憎悪

4. 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

年度別算定状況

疾患名/年月		2024(令和6)年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数					1	2		1	1			
	日数					10	10		10	5			
尿路感染	人数	1	1	2	2	2	1	1				2	1
	日数	6	1	14	18	16	10	7				13	7
蜂窩織炎	人数	1				1	1			1			2
	日数	10				7	2			10			16
慢性心不全の憎悪	人数		1										2
	日数		4										14